

第97号議案

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を次のとおり変更し、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から施行するものとする。

令和7年9月1日提出

南魚沼市長 林 茂 男

変更調書

変更前			変更後		
大字	字	地番	大字	字	地番
六日町	屋敷	1977番5、1977番6 2010番1、2010番2 2015番、2015番1 2016番2、2020番1 2020番2、2020番3 2020番4	六日町	八幡沖	1977番5、1977番6 2010番1、2010番2 2015番、2015番1 2016番2、2020番1 2020番2、2020番3 2020番4
六日町	西裏	428番8、428番9 428番丙、429番10 429番11、429番12 429番13、429番戊	六日町	館	428番8、428番9 428番丙、429番10 429番11、429番12 429番13、429番戊
六日町	屋敷	1841番2、1842番	六日町	大保島	1841番2、1842番
六日町	北沖	86番2、86番5 86番6、86番7 86番8、86番9	六日町	屋敷	86番2、86番5 86番6、86番7 86番8、86番9
六日町	館	848番、849番1	六日町	屋敷	848番、849番1
六日町	大保島	1546番1、1549番3	六日町	屋敷	1546番1、1549番3

(根拠法令 地方自治法第260条第1項)